

旦過地区立体換地建築物新築工事技術協力業務委託に係る 簡易公募型プロポーザル技術提案書作成要領

1 技術提案書について

本技術提案書は、旦過地区立体換地建築物新築工事技術協力業務委託に係る簡易公募型プロポーザルに参加表明書を提出した事業者が提案を行うためのものである。

2 提出様式 様式7：1部、その他様式：各16部提出

- (1) 様式7 技術提案書（表紙）
- (2) 様式自由 業務実施方針
- (3) 様式自由 特定テーマ（1）【技術協力の進め方】
- (4) 様式自由 特定テーマ（2）【工事中の周辺対策】
- (5) 様式自由 特定テーマ（3）【工期短縮及びコスト縮減】
- (6) 様式自由 特定テーマ（4）【自由提案】

※様式自由のものは、それぞれA4縦用紙2枚以内もしくはA3横用紙1枚以内とする。

3 技術提案書の内容

(1) 基本事項

ア プロポーザルは、技術協力業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。

イ 具体的な技術協力の作業は、契約後に技術提案書に記載された取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議のうえ開始する。

ウ 本作成要領において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるため注意すること。

(2) 技術提案書は別添の様式により提出すること。

(3) 作成にあたり、文字の大きさは10ポイント以上とすること。

※写真、イラスト、イメージ図に添えるキャプションは10ポイント未満でも可とするが、読みやすい大きさであること。

(4) 業務実施方針（様式自由）については、本業務に取り組む上で最も重視する内容（方針）、共同企業体の各専門分野において配慮する内容、本業務の取組体制（組織図：指揮命令系統が分かるもの）、配置予定技術者の配置、業務スケジュールなどについて記入すること。

(5) 特定テーマ（様式自由）に記入する内容は次のとおりとすること。

なお、提案は、旦過地区再整備に係るこれまでの検討結果

（市ホームページ：<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kensetu/30000002.html>）

及び関連資料を踏まえ、以下の内容について具体的かつ簡潔に記述すること。

ア 特定テーマ（１）【技術協力の進め方】

（ア）技術協力業務全体の進め方について

業務全体を総括し、実施設計に対する技術検証の取組み方、全体工程の管理方法、関係者協議の進め方などについて、具体的提案を求める。

（イ）店舗併用型駐車場の大臣認定取得（個別認定）について

店舗併用型自走式立体駐車場の大臣認定取得（個別認定）にあたり、実施設計との連携方法、耐火検証や申請業務の進め方、認定取得後の設計者による建築確認（計画通知）の支援方法などについて、具体的提案を求める。

（ウ）店舗区画監理に関する事前調整について

実施設計から施工段階にかけて、市による建物全体工事と地元による内装・設備工事との調整を行う上で、工事範囲設定の考え方、地元協議の進め方などについて、具体的提案を求める。

イ 特定テーマ（２）【工事中の周辺対策】

（ア）市場営業に対して

生鮮食品や飲食を扱う市場のなかで、計画敷地に隣接し営業中の店舗があることを踏まえ、市場営業への影響を最小限にする工事中の周辺対策（騒音・振動・粉塵など）について、具体的提案を求める。

（イ）市場利用者等に対して

計画敷地が狭隘で不整形であること、都心部で周辺交通量が多いことなどを踏まえ、市場利用者等への影響を最小限にする工事中の周辺対策（動線確保、周辺交通対策など）について、具体的提案を求める。

ウ 特定テーマ（３）【工期短縮及びコスト縮減】

（ア）工期短縮

工事期間中の集客力の低下など、市場営業への影響を最小限に留めるため、基本設計の成果をもとに、施工者の視点から考えられる工期短縮について、具体的な方法と縮減される期間の提案を求める。

（イ）コスト縮減 ※参考様式あり

土地区画整理事業による立体換地建築物において、建物整備費の高騰は換地面積の減少に繋がり、地元権利者にとって大きな負担となる。

そこで、基本設計の成果をもとに、将来的な建物維持管理に係る負担軽減を考慮した上で、施工者の視点から考えられる建物整備費の縮減について、具体的な方法と縮減される金額の提案を求める。

エ 特定テーマ（４）【自由提案】

且過地区の特性や課題を踏まえ、施工者独自の提案を幅広く求める。

（例）・地域への貢献

- ・工事期間中の市場の賑わい対策
- ・将来的な建物の維持管理 など

（６）留意事項

ア 提案は文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

イ 視覚的表現は文章を補完するもののみとし、具体的な建物の設計又はこれに類するもの

に基づいた表現については、必要最小限の範囲において認めるものとする。

- ウ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む）及び透視図（コンピューターグラフィックスによるものを含む）を使用してはならない。
- エ 技術提案書の提出者（共同企業体の構成員、協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。
- オ 特定テーマ（３）のうちコスト縮減提案については、以下の点に留意すること。
 - ・別表「コスト縮減提案の対象項目」の条件を満たすものとする。また、①～⑦に該当するものは対象外とする。
 - ・技術協力業務委託における「コスト管理支援」及び「価格交渉」での活用が可能なものとする。
 - ・提案内容が一般的に使用されるものである場合、工事において無償で使用するものとする。ただし、工業的所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
 - ・提案者でなければ用いることのできない技術、あるいは設計者が責任を負えない技術がある場合、建築確認（計画通知）の申請上、提案者を「その他設計者」とする。ただし、提案者が「その他設計者」となりえない事情がある場合には、同技術は採用しない。
- カ 優先交渉権者となった者は、技術協力業務の期間中、提案内容を実施設計に反映させること。ただし、優先交渉権者の責によらず、提案内容が設計に反映できない場合においては、この限りではない。

4 技術提案書の提出

(1) 技術提案書の提出は以下による。

- ア 提出様式 : 本作成要領に定められた様式とし片面印刷とする。
- イ 提出部数 : 様式 7 : 1 部、その他様式 : 各 1 6 部提出（原本 1 部・副本 1 5 部）
 - ・原本がカラーの場合は副本もカラーとする。
 - ・原本は、ホチキス留めせずに、クリップ等で留めること。
 - ・副本は、1 部毎に左肩 1 箇所をホチキス留めとすること。
 - ・用紙サイズに関係なく折らずに提出すること。
- ウ 提出場所 : 北九州市建設局河川部神嶽川旦過地区整備室（担当：萩尾、吉武）
（住所）〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1番35号
（北九州市立商工貿易会館5階）
（電話）093-511-7123（直通）
- エ 提出期限 : 令和4年1月14日（金）午後5時まで（必着）
- オ 提出方法 : 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。）

(2) その他

- ア 技術提案書の提出は、各提出者1案に限るものとする。
- イ 要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
- ウ 提出された技術提案書は返却しない。
- エ 提出書類について、本作成要領及び別添の様式に示された条件に適合しない場合、無効となることがある。

別表「コスト縮減提案の対象項目」

対象項目	変更可	変更不可	条件
A. 共通仮設工事			
・仮設・土工事の工法	○		
B-1. 建築工事（意匠）			
・配置計画		○	
・平面計画		○	
・階層計画		○	
・断面計画	○		・大臣認定工法が成立すること ・外観・内観イメージを大きく損ねないこと
・立面計画	○		
・外装仕上げ材・工法	○		
・内装仕上げ材・工法	○		
B-2. 建築工事（構造）			
・スパン割り寸法	○		・大臣認定工法が成立すること ・柱位置を変更する場合は、店舗区画、 駐車区画、通路等の支障とならないこと
・構造断面計画	○		
・コンクリートの工法・仕様	○		
・型枠の工法・仕様	○		
・鉄骨の工法・仕様	○		
・耐火被覆の工法・仕様	○		
C. 電気設備工事			
・照明器具の仕様	○		・必要照度を確保し長寿命型器具とすること
・その他の仕様	○		
D. 機械設備工事			
・衛生器具の仕様	○		
・熱源・空調方式	○		
・その他の仕様	○		
E. 昇降機設備			
・昇降機全般の変更	○		・台数は変更しないこと
F. 外構			
・外構全般の変更	○		・外観イメージを大きく損ねないこと
※対象外とする提案			
①機能・性能及び品質が低下すると予想されるもの。			
②工期の延長を伴うもの。			
③防災性・安全性の低下を伴うもの。			
④環境性能が低下し、また、環境負荷や工事中の騒音・振動等が増加するもの。			
⑤維持管理の困難さやライフサイクルコストの増加が予想されるもの。			
⑥本プロポーザルにおけるその他の技術提案が成立しないもの。			
⑦その他、コスト縮減提案の主旨に著しく相違するもの。			